

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：福岡県					
災害等の種類：坑外・火災	発生日時：	罹災者数	死	重	軽	計
	平成31年3月28日(木) 13時20分頃					0
罹災者氏名（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当業務経験年数）：なし						
罹災程度：該当なし						
<p>【概要】</p> <p>地元からの要請で恒例の鉱山内にある神社の法面の草刈りを鉱山事務方から直接要請された協力会社は、3月28日の午前中、作業員4名で神社法面の草刈りを実施した。13時10分頃から刈り取った草の一部を当該法面の中腹にかき集めて積み上げ、周辺には燃え広がらないだろうと焼却しはじめたところ、周りの法面に延焼した。</p> <p>作業員他18名で水道ホースの延長とバケツリレーで消火活動を行い、14時10分頃鎮火した。焼失法面は約25m×約25m=625㎡程度。</p> <p>鎮火後確認にきた消防署から「火災」扱いしないという話があったことから、鉱山は当初、急報災害に該当しないと判断したが、鉱山内での事象であるため参考として産業保安監督部に報告したところ、報告対象に該当するものとして指導を受けた。</p>						
<p>【原因】</p> <p>○当該草刈り作業は、当日の当該協力会社記載の作業通知書には、記載されていたものの、焼却することは記載されておらず、当鉱山の担当者は当日の焼却について確認できていなかった。</p> <p>なお、鉱山としては、地元からの要請により、毎年2回の祭事の事前作業として、法面の草刈りを行い、現地で焼却することが約20年以上前から実施・慣習化されており、このことについては、当鉱山も認識していた。</p> <p>○焼却を実施した協力会社の作業員は、現場の危険予知ができずに、鉱山に連絡することなく、自分の判断で可燃物の近くで刈った草を燃やした。</p> <p>○18リットル用のポリタンク2缶に水を入れ準備していたが、これまで何回も焼却処分しており、燃え広がることがなかったので問題ないと判断し、事前に周辺への水を撒く等の保安措置を実施しないまま火を付けた。そのため刈草クズや下草に燃え移り延焼した。</p> <p>○鉱山内での焼却作業に対する危険性の認識が低く保安教育が不十分であった。</p>						
<p>【対策】</p> <p>○当該神社区域での草刈り後の焼却の取り止めを地元町内に申し入れ、今後鉱山内の焼却作業を原則禁止とした。</p> <p>○鉱山内での焼却作業が他にもないか確認し、焼却作業を禁止とする周知を行った。</p>						

- 安全ルール違反者審議会を開催し、原因究明と再発防止策を議論し、保安規程第29条火気の取り扱いの条文に焼却作業の禁止について追加改訂とした。
- 当該神社区域の草刈りに関する手順書を別途作成し、再教育を実施した。
- 鉱山管理範囲で発生した火災については、原因如何にかかわらず九州産業保安監督部への報告対象となることについて臨時保安委員会で周知し、認識を改めた。

【参考情報等】

○火災を防止するため、火気を使用する時は、消火器、消火用砂その他の消火設備を準備し、天候等を考慮して実施して下さい。

○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおり。

< 鉱山保安法令 >

○鉱山保安法施行規則第十五条「法第五条第一項の規定に基づき、坑外における火気の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。 二 消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。 三 火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。」

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第三条第四号「火災を防止するため、消火栓、消火器、消火用砂その他の消火設備が適切に設けられていること。」

○鉱山保安法施行規則第四十六条第一項第三号「火災、ガス若しくは炭じんの爆発、ガス突出、山はね、自然発火又は有害ガスの湧出による災害が発生したとき」

○鉱山保安法令の解説 災害月報の記載要領 10 災害事由別の記入区分について (8) 「火災」自然発火以外の火災を原因の如何を問わず、総て記入する。

< 労働安全衛生法令 >

○労働安全衛生規則 第二百九十一条 「事業者は、喫煙所、ストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。」

【お問い合わせ先】

九州産業保安監督部 鉱山保安課 担当者 杉本、竹熊

電話番号 092-482-5391

火災発生箇所



焼却場所

延焼範囲